

## 8.15 安全

### 8.15.1 調査事項

調査事項は、表 8.15-1 に示すとおりである。

表8.15-1 調査事項（東京2020大会の開催後）

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設等からの安全性の確保の程度</li> <li>・移動の安全のためのバリアフリー化の程度</li> <li>・電力供給の安定度</li> </ul>
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地周辺の危険物施設等の状況</li> <li>・施設内及び最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路におけるバリアフリー施設の状況</li> <li>・電力供給施設の状況</li> </ul>
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例及び東京都福祉のまちづくり条例に準拠した施設計画としている。</li> <li>・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」における規定等を踏まえた整備等を行う。</li> <li>・都としては「2020年に向けた実行プラン」において、2020年までに「競技会場周辺等の都道のバリアフリー化」が完了する計画である。</li> <li>・北エリア、南エリアのそれぞれにおいて、6.6kVの1回線受電とする。</li> <li>・メインオフィス、管理センター、事務・JRA職員寮のそれぞれに、非常用発電機を設置する。</li> </ul>

### 8.15.2 調査地域

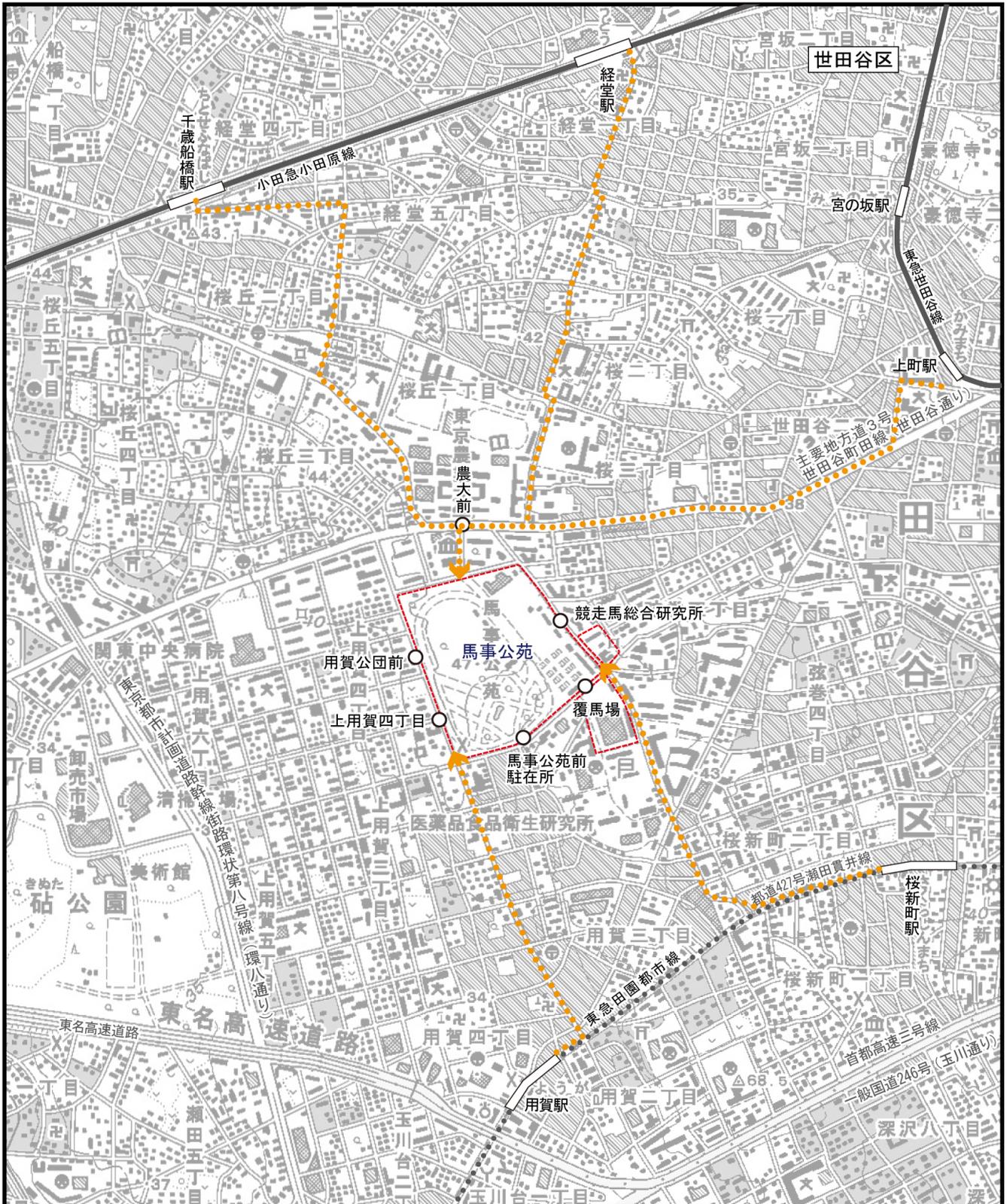
調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## 8.15.3 調査手法

調査手法は、表 8.15-2 に示すとおりである。

表8.15-2 調査手法（東京2020大会の開催後）

調査事項		危険物施設等からの安全性の確保の程度	移動の安全のためのバリアフリー化の程度	電力供給の安定度
調査時点		2021年の適宜とした。		
調査期間	予測した事項	2021年の適宜とした。		
	予測条件の状況	2021年の適宜とした。		
	ミティゲーションの実施状況	2021年の適宜とした。		
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図8.15-1参照)。	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図8.15-1参照)。	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図8.15-1参照)。	計画地とした。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理とした。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とした。	関連資料の整理とした。
	予測条件の状況	関連資料の整理とした。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とした。	関連資料の整理とした。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理とした。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とした。	関連資料の整理とした。



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下鉄）
- 歩行者動線
- バス停



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 8.15-1 安全の調査範囲

### 8.15.4 調査結果

#### (1) 調査結果の内容

##### 1) 予測した事項及び予測条件の状況

##### ア. 危険物施設等からの安全性の確保の程度

計画地及びその周辺の世田谷区には、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所、高圧ガスの製造者、貯蔵所、液化石油ガスの製造事業所、販売事業所、毒物劇物の営業者、特定毒物業務上取扱者、要届出業者、非届出業者、放射線等使用施設が存在する。計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から約 150m の距離に位置している。

また、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に監視体制が明確に定められている他、計画地の位置する「馬事公苑・東京農業大学一帯」は、避難場所にも指定されている。

計画地及びその周辺は、事業実施前と同様に、安全性の確保のため、法令等に基づく危険物施設等に係る規制がなされている他、関係機関による立入検査等の監視体制が継続されている。

なお、計画建築物では、非常用発電設備の燃料として軽油を利用しているが、タンクは非常用発電機に内蔵のタイプ（容量：60L～182L 程度）である。

##### イ. 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

計画建築物では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）及び東京都福祉のまちづくり条例に基づき、施設内に表 8.15-3 に示すとおり、階段への 2 段手すり取り付け、エレベータ操作ボタンの点字表示、多目的トイレの整備、車いす利用者が使用可能なシャワー室の整備等を行った。

最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路について、事業実施前と同様に、千歳船橋駅、桜新町駅及び上町駅からの歩行者経路は、主にマウントアップ、ガードレール、植樹帯によって、歩道と車道が分離されている。

経堂駅からの歩行者経路については、区道の区間が路側帯の設けられた道路となっており、用賀駅からの歩行者経路についても、区道の区間でマウントアップによる歩道と車道の区分がなされている。両歩行者経路とも、世田谷通りや都道 427 号瀬田貫井線の区間は、マントアップ、ガードレール、植樹帯等によって、歩道と車道が分離されている。

信号機、横断歩道、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）については、世田谷通り、都道 427 号瀬田貫井線、千歳通りや用賀中町通りにおいて、多く設置されており、城山通りや農大通りにおいても設置されている。なお、千歳船橋駅及び用賀駅の駅前の信号機は、視覚障害者用付加装置信号となっている。

いずれの駅からも緩やかな坂がみられるが、坂が連続する状況にはなっていない。

最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、都の「2020 年に向けた実行プラン」において、「競技会場周辺等の都道のバリアフリー化」の実施、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」も踏まえた整備が実施され、歩行者経路の点字ブロック、ガードレールの設置等の移動の安全のためのバリアフリー化の程度は高まっていると考える。

表8.15-3 バリアフリー及びユニバーサルデザインの導入内容

主な項目	概要
敷地内の通路	<p>表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ</p> <p>[段がある部分]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの良い</li> <li>・踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能</li> <li>・段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造</li> </ul> <p>[傾斜路]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こう配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、こう配1/20を超える傾斜には手すりの設置</li> <li>・前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能</li> </ul> <p>・50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造（屋外）</p>
駐車場	<p>[車いす使用者用駐車場施設を1以上設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅350cm以上</li> <li>・車いす用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置</li> </ul> <p>車いす使用者用駐車施設、又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置</p>
標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベータその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識を設置
案内設備	<p>建築物又はその敷地に移動等円滑化の措置がされたエレベータその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置</p> <p>建築物又はその敷地に移動等円滑化の措置がされたエレベータその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を点字等で視覚障害者に示すための設備の設置</p>
案内設備までの経路	<p>[道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の1以上]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設</li> </ul>
公共的通路	<p>[建築物外部]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通路の有効幅200cm以上、通行に支障のない高さ及び空間を確保</li> <li>・道路面：粗面又は滑りにくい仕上げ</li> <li>・階段を設ける場合には、基準に定める構造</li> </ul> <p>[建築物内部]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通路の有効幅200cm以上、該当部分の天井の高さ250cm以上</li> <li>・道路面：粗面又は滑りにくい仕上げ</li> <li>・道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設</li> <li>・階段を設ける場合には、基準に定める構造</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所に屋外便所を設置</li> <li>・全ての屋外便所とメインオフィスに、一般来苑者の利用可能な多目的トイレと子供用トイレを設置</li> <li>・メインオフィス内に、一般来苑者の利用可能なキッズコーナーや授乳室を設置</li> <li>・管理センター、インドアアリーナに、多目的トイレと関係者の利用する車いすが利用可能なシャワー室を設置</li> </ul>

## ウ. 電力供給の安定度

東京電力（株）管内における平成 25 年以降の夏季・冬季の電力供給は、最大需要を上回っており、安定供給が確保されている。

計画地については、表 8.15-4 に示すとおり、北エリア、南エリアのそれぞれにおいて、6.6kV の 1 回線受電とし、メインオフィス、管理センター、事務・JRA 職員寮のそれぞれに、非常用発電機を設置した。

表8.15-4 計画建築物における非常用設備等の概要

主な項目	概要
受電	・北エリア、南エリアのそれぞれにおいて、6.6kVの1回線受電とする。
非常用発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインオフィス、管理センター、事務・JRA職員寮のそれぞれに、非常用発電設備を設置する。</li> <li>&lt;メインオフィス&gt; 発電機容量：80kW 使用燃料：軽油（搭載タンク容量：60L）</li> <li>&lt;管理センター&gt; 発電機容量：400kW 使用燃料：軽油（搭載タンク容量：182L）</li> <li>&lt;事務・JRA職員寮&gt; 発電機容量：64kW 使用燃料：軽油（搭載タンク容量：60L）</li> </ul>

## 2) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.15-5(1)～(3)に示すとおりである。なお、安全に関する問合せはなかった。

表8.15-5(1) ミティゲーションの実施状況（東京2020大会の開催後）

ミティゲーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例及び東京都福祉のまちづくり条例に準拠した施設計画としている。</li> <li>・「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」における規定等を踏まえた整備等を行う。</li> </ul>
実施状況	<p>バリアフリー及びユニバーサルデザインの導入として、通路有効幅の確保、二段手すりを設けた階段、車いす利用者に配慮したエレベーター、多機能トイレ、わかりやすい案内表示等を行っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>有効幅員 200cm 以上を確保した通路</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>二段の手すりを両側に取り付けた階段</p> </div> </div>

表8.15-5(2) ミティゲーションの実施状況（東京2020大会の開催後）

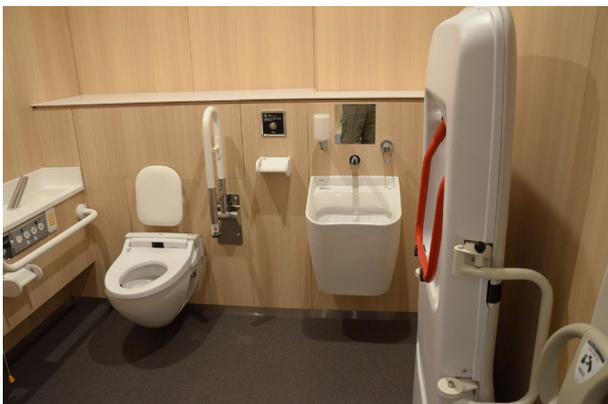
実施状況（つづき）



段差を解消したドア



車いす利用者に配慮したエレベーター



多機能トイレ



手すりを設けたシャワー



女子シャワー室の表示サイン



多目的トイレの表示サイン



おむつ交換台の表示サイン



操作ボタンの点字表示

表8.15-5(3) ミティゲーションの実施状況（東京2020大会の開催後）

ミティゲーション	・都としては「2020年に向けた実行プラン」において、2020年までに「競技会場周辺等の都道のバリアフリー化」が完了する計画である。
実施状況	
2020年までに「競技会場周辺等の都道のバリアフリー化」が完了した。施設へのアクセス路である世田谷通りでは、横断防止柵や植樹帯による歩道と車道が分離されている他、歩道に点字ブロックが敷設されている。	
	
<b>世田谷通りの歩道</b>	
ミティゲーション	・北エリア、南エリアのそれぞれにおいて、6.6kVの1回線受電とする。
実施状況	
電力引き込みは、北エリア、南エリアのそれぞれにおいて、6.6kVの1回線受電とした。	
	
<b>管理センター屋上に設置された変電設備</b>	
ミティゲーション	・メインオフィス、管理センター、事務・JRA職員寮のそれぞれに、非常用発電機を設置する。
実施状況	
メインオフィス、管理センター、事務・JRA職員寮のそれぞれに、非常用発電機を設置した。	
	
<b>管理センター屋上に設置された発電設備</b>	

## (2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

## 1) 予測した事項

## ア. 危険物施設等からの安全性の確保の程度

計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から約 150m の距離に位置しているが、危険物施設等については、消防法等の法令等に基づき適切に維持管理が行われている。また、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に監視体制が明確に定められている他、計画地の位置する「馬事公苑・東京農業大学一帯」は、避難場所にも指定されている。

危険物施設等からの安全性の確保のため、法令等に基づく危険物施設等に係る規制がなされる他、関係機関による立入検査等の監視体制が継続されている。

なお、本施設では、非常用発電設備の燃料として軽油を利用しているが、タンクは非常用発電機に内蔵のタイプとしている。

以上のことから、予測結果と同様に、危険物施設等からの安全性は確保されているものと考ええる。

## イ. 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

本建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）及び東京都福祉のまちづくり条例に基づき、施設内の整備を行った。

最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、都の「2020 年に向けた実行プラン」において、「競技会場周辺等の都道のバリアフリー化」の実施、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」も踏まえた整備が実施され、歩行者経路の点字ブロック、ガードレールの設置等の移動の安全のためのバリアフリー化の程度は高まっていると考える。

以上のことから、予測結果と同様に施設内の移動の安全性は確保されるとともに、鉄道駅からの移動経路のバリアフリー化の程度は高まっているものと考ええる。

## ウ. 電力供給の安定度

東京電力（株）管内における平成 25 年以降の夏季・冬季の電力供給は、最大需要を上回っており、安定供給が確保されている。

計画地については、北エリア、南エリアのそれぞれにおいて、6.6kV の 1 回線受電とし、メインオフィス、管理センター、事務・JRA 職員寮のそれぞれに、非常用発電機を設置した。

以上のことから、予測結果と同様に、電力供給の安定性は確保されているものと考ええる。